

令和6年度「監事監査報告書」

令和7年5月16日

学校法人 大妻学院

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人 大妻学院

常勤監事

鈴木 勉 

監 事

須田 喜代次 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人大妻学院寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人大妻学院の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施しましたので、その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、当期の監事監査計画書及び監事監査実施基準に基づき、情報の収集に努めるとともに、理事会、評議員会、常任理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事、役職員等から業務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、内部監査室とも必要な情報を交換しました。

会計監査に関しては、監査法人からその職務の執行状況についての報告及び重要事項についての説明を受け意見交換をし、財務諸表（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録）及び事業報告書について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2 監査の結果

学校法人大妻学院の業務に関する決定及び執行は、適切な手続きを経て行われており、業務及び財産の状況並びに理事の業務の執行状況に関する不正行為はなく、かつ法令又は寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

また、計算書類等は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。